

| | | |
|-------|--|----------|
| 発明の名称 | 持針器(特許第 4200220 号) | |
| 学内発明者 | 浅尾 高行(未来先端研究機構) | |
| 技術分野 | 医療(手術用器具) | IP17-012 |
| 発明の概要 | 煩雑な操作を必要とせずに糸を簡便に保持および開放することができ、持針器の振り角が小さくても、体内外を問わず簡便で、迅速な器械結紮を行うことができる持針器を提供する。 | |
| 説明図 | | |
| ポイント | 煩雑な操作を必要とせずに糸を簡便に保持および開放することができ、また、持針器の振り角が小さくても、体外・体内を問わずに簡便で、迅速な器械結紮を行うことができる。 | |

| | | |
|-------|--|------------------|
| 発明の名称 | 体内埋込スペーサー(WO2015/099089 米国公開 US2016-339265 欧州公開 EP3088046) | |
| 学内発明者 | 浅尾 高行(未来先端研究機構) | |
| 技術分野 | 医療(治療用器具) | IP25-028JP,US,EP |
| 発明の概要 | 複数箇所折り返され、相互に隣接する部分区間によって山状と谷状の構造体を形成するチューブと、折り返されたチューブの形状を維持するために部分区間を横断する方向で山状と谷状の構造に沿って設けられる固定糸と、解除可能な状態で固定糸を係止するためのトリガー糸とを備えることにより、体内に留置可能で、留置後に容易に摘出可能な体内埋込スペーサー | |
| 説明図 | | |
| ポイント | 人工物は、身体にとって異物であるため、治療後に体外に摘出することが求められ、摘出する際には、改めて患者にとって負担となる開腹手術をする必要がある。また、腸管に損傷がある、あるいは腸管に感染がある場合には、人工物を体内に留置することは難しい。本発明の体内埋込スペーサーは、このような課題を解決し、体内に留置可能で、留置後に容易に摘出可能なものである。 | |